

石川県公報

令和8年2月27日（金曜日）

号 外

（第 14 号）

目 次

石川海区漁業調整委員会		内水面漁場管理委員会	
○石川海区漁業調整委員会公聴会規程の一部改正	1	○石川県内水面漁場管理委員会公聴会規程の一部改正	1
○石川海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程の一部改正	1	○石川県内水面漁場管理委員会が行う意見の聴取に関する手続規程の一部改正	2

石川海区漁業調整委員会

石川海区漁業調整委員会規程第1号

石川海区漁業調整委員会公聴会規程（昭和44年石川海区漁業調整委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

石川海区漁業調整委員会

第5条を次のように改める。

（公聴会開催の公示）

第五条 委員会は、公聴会を開催するときは、その期日の五日前までに、公聴会の日時、場所及び案件を公示しなければならない。

2 前項の公示は、インターネットを利用して閲覧に供するとともに、会長が適宜と認める場所に掲示する方法により行うものとする。

第6条中「前条」を「前条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

石川海区漁業調整委員会規程第2号

石川海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程（平成6年石川海区漁業調整委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

石川海区漁業調整委員会

第5条第2項第1号中「への掲載」を「に登載する方法」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会規程第1号

石川県内水面漁場管理委員会公聴会規程（平成6年石川県内水面漁場管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

石川県内水面漁場管理委員会

第5条を次のように改める。

(公聴会開催の公示)

第5条 委員会は、公聴会を開催するときは、その期日の5日前までに、公聴会の日時、場所及び案件を公示しなければならない。

2 前項の公示は、インターネットを利用して閲覧に供するとともに、会長が適当と認める場所に掲示する方法により行うものとする。

第6条中「前条」を「前条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

石川県内水面漁場管理委員会規程第2号

石川県内水面漁場管理委員会が行う意見の聴取に関する手続規程(平成6年石川県内水面漁場管理委員会規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

石川県内水面漁場管理委員会

第5条第2項第1号中「への掲載」を「に登載する方法」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。